（指掌紋記録等の送信等）

第四条　警察署長等は、前条第一項又は第二項の規定により指紋記録及び掌紋記録を作成したときは、速やかに当該指紋記録及び掌紋記録を警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）及び警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に電磁的方法により送らなければならない。

２　警察署長等は、前条第一項又は第二項の規定により指紋資料及び掌紋資料を作成したときは、速やかに当該指紋資料及び掌紋資料を府県鑑識課長に送付しなければならない。

［３・４　略］

（処分結果記録の作成等）

第五条　警察署長等は、第三条第一項又は第二項の規定により指掌紋記録等を作成した場合において、警察庁長官が定める事由に該当するに至ったときは、速やかに処分結果記録を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長に電磁的方法により送らなければならない。

［２・３　略］

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十一条　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者の指掌紋の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

（訓令への委任）

第十二条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十六条　犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　生活安全局、刑事局、交通局、警備局又はサイバー警察局の警部以上の階級にある警察官 ［三～五　略］ 六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官 七　［略］	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官 ［三～五　同上］ ［号を加える。］ 六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（指掌紋記録等の送信等）

第四条　警察署長等は、前条の規定により指紋記録及び掌紋記録を作成したときは、速やかに当該指紋記録及び掌紋記録を警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）及び警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に電磁的方法により送らなければならない。

２　警察署長等は、前条の規定により指紋資料及び掌紋資料を作成したときは、速やかに当該指紋資料及び掌紋資料を府県鑑識課長に送付しなければならない。

［３・４　同上］

（処分結果記録の作成等）

第五条　警察署長等は、第三条の規定により指掌紋記録等を作成した場合において、警察庁長官が定める事由に該当するに至ったときは、速やかに処分結果記録を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官及び府県鑑識課長に電磁的方法により送らなければならない。

［２・３　同上］

［条を加える。］

（訓令への委任）

第十一条　［同上］